

志布志市要配慮者 避難支援プラン

平成27年11月
志布志市

目 次

志布志市要配慮者の避難支援プラン

第1章 総則

第1 趣旨	1
第2 位置付け	1
第3 構成	1
第4 避難支援体制の整備方針	1

第2章 関係機関等の役割

第1 市の役割	2
第2 民生委員・近隣福祉ネットワーク協力員の役割	3
第3 自治会・自主防災組織等、地域で相互扶助活動を行う組織の役割	3
第4 社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、 介護・医療活動を行う組織の役割	3
第5 消防組合・消防団・災害支援隊の役割	4
第6 避難所施設管理者の役割	4
第7 保健所等の役割	4

第3章 避難行動要支援者名簿等の作成・活用等

第1 要配慮者の把握と台帳作成	4
第2 避難行動要支援者名簿の作成	6
第3 避難行動要支援者名簿の使用	7
第4 避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供	7
第5 災害時における名簿の活用	7

第4章 個別支援計画の作成

第1 個別支援計画の目的	8
第2 個別支援計画作成の基本方針	9
第3 個別支援計画の適正管理	9
第4 避難支援者の確保等	9

第5章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備

第1 避難準備情報の制度化	1 1
第2 避難準備情報等の具体的な判断基準の作成	1 1
第3 情報伝達体制の整備	1 1
第4 多様な情報伝達手段の確保	1 2

第6章 避難行動支援に係る共助力の向上

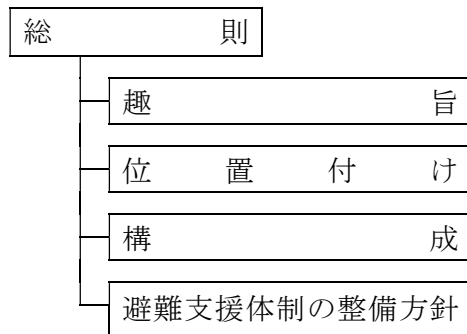
第1 要配慮者の避難体制等整備	1 2
第2 避難に必要な資機材の確保	1 3
第3 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修や訓練の実施	1 3
第4 安否確認情報の収集体制	1 3

第7章 指定避難所等における支援体制の整備

第1 指定緊急避難場所や指定避難所の開設	1 4
第2 避難施設や必要物資等の整備	1 4
第3 二次避難所（福祉避難所等）の指定	1 4

第4 広域支援体制の確立	14
第8章 地域防災計画や全体計画の整備	14
用語の説明	16
《参考資料》	
志布志市災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱	17

第1章 総則



第1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取組みが重要であり、中でも、要配慮者の避難支援対策は大きな課題となっている。

市は、風水害や地震・津波等の災害に備え、要配慮者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要配慮者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立しておく必要がある。

この要配慮者の避難支援プラン（以下「プラン」という。）は、志布志市における要配慮者の避難支援体制を確立することを目的とする。

第2 位置付け

このプランは、「志布志市地域防災計画」（以下「防災計画」という。）の中で要配慮者の避難支援に関することを具体化したものである。

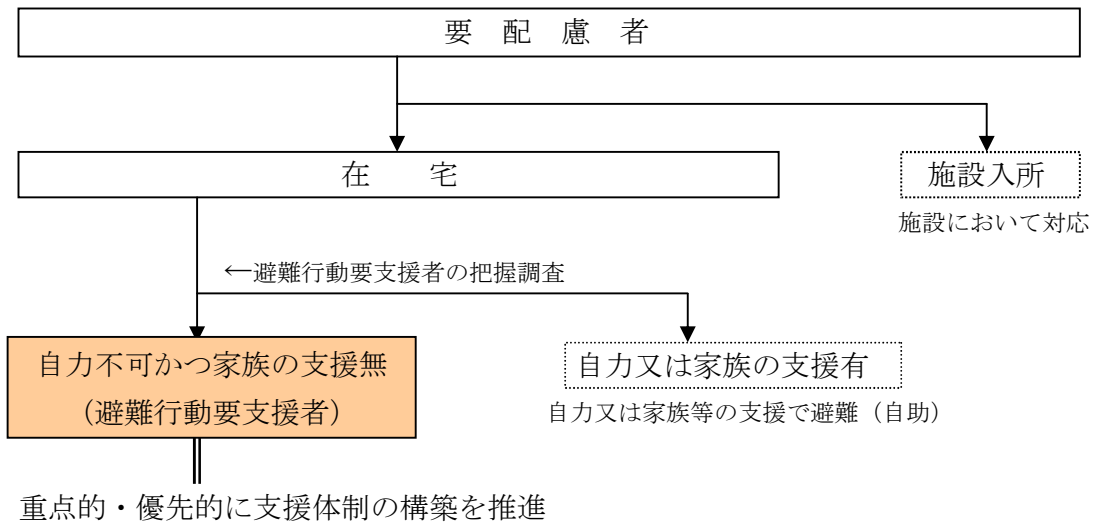
第3 構成

このプランは、要配慮者の避難支援に関する「全体的な考え方」や避難行動要支援者一人ひとりに対する支援方法等を示した個別支援計画の作成、新たに取り組むこととされた避難行動要支援者名簿の作成等に関する考え方を示すこととし、第1章の「総則」から第8章の「地域防災計画や全体計画の整理」まで全8章で構成する。

第4 避難支援体制の整備方針

1 対象者（避難行動要支援者）

要配慮者の避難支援体制の整備は、自助・共助による必要な支援が受けられない高齢者などで、災害時に他者の支援がなければ避難できない在宅の者（以下「避難行動要支援者」という。）であって、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者について、重点的・優先的に進める。



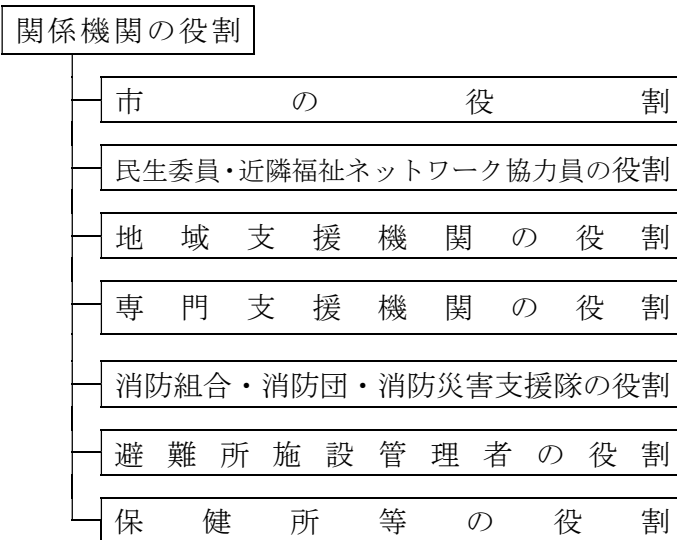
2 対象地域

このプランの対象地域は、市全域とするが実情にあわせた効果的な整備を進めるうえで、特に災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立化の恐れのある地域について重点的・優先的に進める。

3 対象災害

このプランの対象災害は、主に風水害時及び地震・津波等における避難支援対策を想定して進める。

第2章 関係機関等の役割



第1 市の役割

- 1 要配慮者の全体把握
- 2 避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者名簿の作成
- 3 避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供（情報提供の同意を得た者）
- 4 個別支援計画の作成、保管、避難支援等関係者への提供

- 5 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- 6 避難準備情報の発令、伝達
- 7 避難行動要支援者名簿の平常時からの情報提供に不同意であった者への避難支援（避難支援等関係者への名簿の提出等）
- 8 避難行動要支援者名簿を活用した安否確認
- 9 要配慮者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、運営
- 10 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備
- 11 要配慮者や避難支援等関係者の研修、要配慮者の避難支援方法の普及啓発及び避難支援訓練の実施 等

第2 民生委員・近隣福祉ネットワーク協力員の役割

民生委員・近隣福祉ネットワーク協力員は、日頃の見守り活動を通じて、以下の役割を担う。

- 1 市からの依頼による避難行動要支援者の把握のための調査への協力(公民館・自治会、民生委員 等)
- 2 避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- 3 個別支援計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- 4 個別支援計画の修正内容の市への提供

第3 公民館・自治会・自主防災組織等、地域で互助扶助活動を行う組織（以下「地域支援機関」という。）の役割

地域支援機関は、日頃の地域活動を通じて、以下の役割を担う。

- 1 避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- 2 個別支援計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ
- 3 市の依頼による個別支援計画作成への協力
- 4 個別支援計画の修正内容の市への提供
- 5 要配慮者への避難準備情報の伝達
- 6 避難行動要支援者への避難支援と安否確認

第4 社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行う組織（以下「専門支援機関」という。）の役割

専門支援機関は、介護・医療活動を通じて、以下の役割を担う。

- 1 個別支援計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- 2 市の依頼による個別支援計画作成への協力
- 3 個別支援計画の修正内容の市への提供
- 4 避難行動要支援者への避難支援と安否確認
- 5 要配慮者の収容

第5 消防組合・消防団・消防災害支援隊の役割

消防組合・消防団・消防災害支援隊は、防災活動を通じて、以下の役割を担う。

- 1 要配慮者の避難支援体制整備への協力
- 2 避難行動要支援者の安否確認と避難誘導等

第6 避難所施設管理者の役割

避難所の施設管理者は、施設管理を通じて、以下の役割を担う。

- 1 避難所の施設管理者として、要配慮者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認
- 2 避難所の要配慮者支援に関する訓練・研修への協力
- 3 要配慮者支援に関する避難所管理上の協力

第7 保健所等の役割

保健所等は保健・福祉活動等を通じて、以下の役割を担う。

- 1 個別支援計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- 2 市が作成する個別支援計画への助言
- 3 個別支援計画の修正内容の市への提供
- 4 専門支援機関及び地域支援機関の行う避難支援への協力

第3章 避難行動要支援者名簿等の作成・活用等

避難行動要支援者名簿の作成・活用

要配慮者の把握と台帳作成

避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の使用

避難支援関係者への平常時からの
名簿情報の提供

災害時における名簿の活用

第1 要援護者台帳の作成

1 要配慮者台帳の対象者

市は、要援護者台帳に以下に規定する者のうち在宅者を記載する。

- (1) 80歳以上のみの高齢者世帯
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）において、要介護4以上の判定を受けているもの
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表

第5号身体障害者障害程度等級表の下肢、体幹、視覚、聴覚の1級又は2級に該当する障害を有する者

- (4) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に定める療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳制度実施について(昭和48年9月27日付け発児第725号厚生省児童家庭局長通知)に定める程度区分のうちA1又はA2の判定を受けたもの
- (5) 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- (6) 前各号に準じる状態にある者で、市長が必要と認める者

2 収集する内容

要配慮者台帳には、以下の情報を収集して記載する。

- (1) 氏名
- (2) 年齢(生年月日)
- (3) 要配慮者の区分
- (4) 住所
- (5) 自治会
- (6) 避難所(避難先)
- (7) 電話番号等

3 要配慮者台帳の使用目的

要配慮者台帳は、市が以下の目的に使用する。

- (1) 在宅の要配慮者の全体把握
- (2) 避難行動要支援者の把握
- (3) 第4章の要配慮制度への登録促進
- (4) 災害時の避難支援及び安否情報の確認

4 情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿を作成するため、市の関係部局で保有している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握すること。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報については、必要に応じて、県やその他の者に対して、情報提供を求める。

(1) 市内部での情報の集約

要配慮者の把握のため、市各課が把握している情報については、志布志市個人情報保護条例第8条第2項の規定に従い、情報の提供を行う。

- ・住民基本台帳
- ・身体障害者手帳交付台帳
- ・療育手帳交付台帳
- ・民生委員・児童委員からの情報提供
- ・特定高齢者把握台帳
- ・要介護・要支援認定者名簿
- ・自立支援医療費の申請受理簿
- ・地域支援機関からの情報提供

- ・その他必要に応じて実施される情報提供
- (2) 県等からの情報の取得
- 難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の者に対して情報提供を求めることができる。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

1 避難行動要支援者の範囲

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要し、かつ、家族による支援が見込まれない在宅の者とする。

なお、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、施設等による避難支援が想定されるため、在宅者を優先する。

2 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、以下を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 所属自治会
- (8) 避難所（避難先）
- (9) 個別支援計画の有無
- (10) 危険種別（危険地域の種別を記載）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等により市の規模が著しく低下する可能性を考慮し、クラウドによるデータ管理など、名簿データのバックアップに留意する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体による管理に加え、紙媒体でも最新の情報の保管に努める。

4 名簿情報の適正管理

避難行動要支援者のプライバシーを保護するため、市においては、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、避難行動要支援者名簿についての情報を適正に管理する。

なお、法により、避難支援関係者等、名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由なく、名簿に係る情報を漏らしてはならないこととされているため、避難支援関係者等へ、その旨、十分説明する。

5 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握

に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し名簿情報を最新の状態に保つことに努める。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時や、転居や入院により名簿から削除された場合等は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

(3) 避難行動要支援者の把握調査

市は要配慮者台帳に記載されたものの内、避難行動要支援者の把握を公民館長・自治会長、民生委員等の協力を得ながら行う。

第3 避難行動要支援者名簿の使用

名簿は、市が以下の目的に使用する。

- 1 避難行動要支援者の把握
- 2 避難支援等関係者への平常時からの名簿の提供（情報提供について同意を得た者）
 - ・いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施
 - ・防災訓練や関係者への研修等に活用
- 3 災害時の避難行動支援及び安否情報の確認

第4 避難支援関係者への平常時からの名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつく。

このため、市は、情報の提供について同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に提供する。

第5 災害時における名簿の活用

1 避難のための情報伝達

避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、避難準備情報や避難勧告、避難指示等が発令された場合は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実かつ早めの情報伝達に配慮することが必要である。

情報の伝達に当たっては、高齢者や障害者等にも的確に伝わるよう、分かりやすい言葉や表現、説明などに配慮するとともに、防災行政無線や広報車、携帯端末など、多様な情報伝達の手段を確保する。

2 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援について、名簿情報や事前に作成する個別支援計画に基づいて避難支援を行う。

また、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で

避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者名簿を整備し、平時から避難支援に係る研修等を行ったり、災害時の安否確認や情報の伝達に活用したりするなど、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

3 避難行動要支援者の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

(1) 名簿情報の提供

市は、災害時又は災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じて、その同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができる。

ただし、情報の提供に当たっては、提供する情報の種類、範囲等に十分配慮する。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

4 避難行動要支援者の安否確認の実施等

(1) 安否確認の実施

避難場所等において安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を活用することができる。

また、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合は、名簿を活用して、在宅避難者等の安否確認を行う。

(2) 避難場所以降の避難行動要支援者の引継

避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に円滑に引き継がれるよう、その方法についてあらかじめ防災計画や全体計画に規定する。

また、運送事業者と協定を結ぶなど、避難行動要支援者を避難場所から避難所へ速やかに運送できる体制を整備する。

第4章 避難行動要支援者登録と個別支援計画の作成

市は、避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者への名簿提供を提供することに同意したものについて、避難支援に関する個別支援計画を作成する。

個別支援計画の作成

個別支援計画の目的

個別支援計画作成の基本方針

登録台帳及び個別支援計画の適正管理

避難支援者の確保等

第1 個別支援計画の目的

市は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うために、避難行動要支援者それぞれの

状況に応じた個別支援計画を作成する。

第2 個別支援計画作成の基本方針

1 個別支援計画作成の対象者

個別支援計画は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供することに同意した者について、作成する。

2 個別支援計画の作成主体

市は、避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した者について、避難行動要支援者への聞き取りを基本としながら、自ら若しくは民生委員や地域支援機関又は専門支援機関に協力を依頼して個別支援計画を作成するものとする。

3 個別支援計画の内容

個別支援計画には、情報伝達、避難誘導、避難先での留意事項等の避難支援に必要な事項を記載することとする。具体的には、避難行動要支援者名簿に記載されている事項に加え、必要に応じて、以下の内容を織り込む。

- (1) 地域避難支援者
- (2) 予定避難場所
- (3) 情報伝達の流れ
- (4) 情報伝達での留意事項
- (5) 避難時に携行する医薬品等
- (6) 避難誘導時の留意事項
- (7) 避難先での留意事項
- (8) 避難経路
- (9) 本人が不在で連絡が取れない時の対応 等

第3 登録台帳及び個別支援計画の適正管理

1 保管

個別支援計画の原本は、市の担当課が保管し、副本は、避難行動要支援者のほか、個別支援計画の作成協力・実施の関係機関及び地域避難支援者が保管するものとする。

2 使用

個別支援計画等台帳を保管する関係機関及び地域避難支援者は、避難支援に関する目的以外に使用してはならない。

3 更新

担当課は、毎年、個別支援計画書等台帳の更新を行い、関係課と共有することとする。

第4 避難支援者の確保等

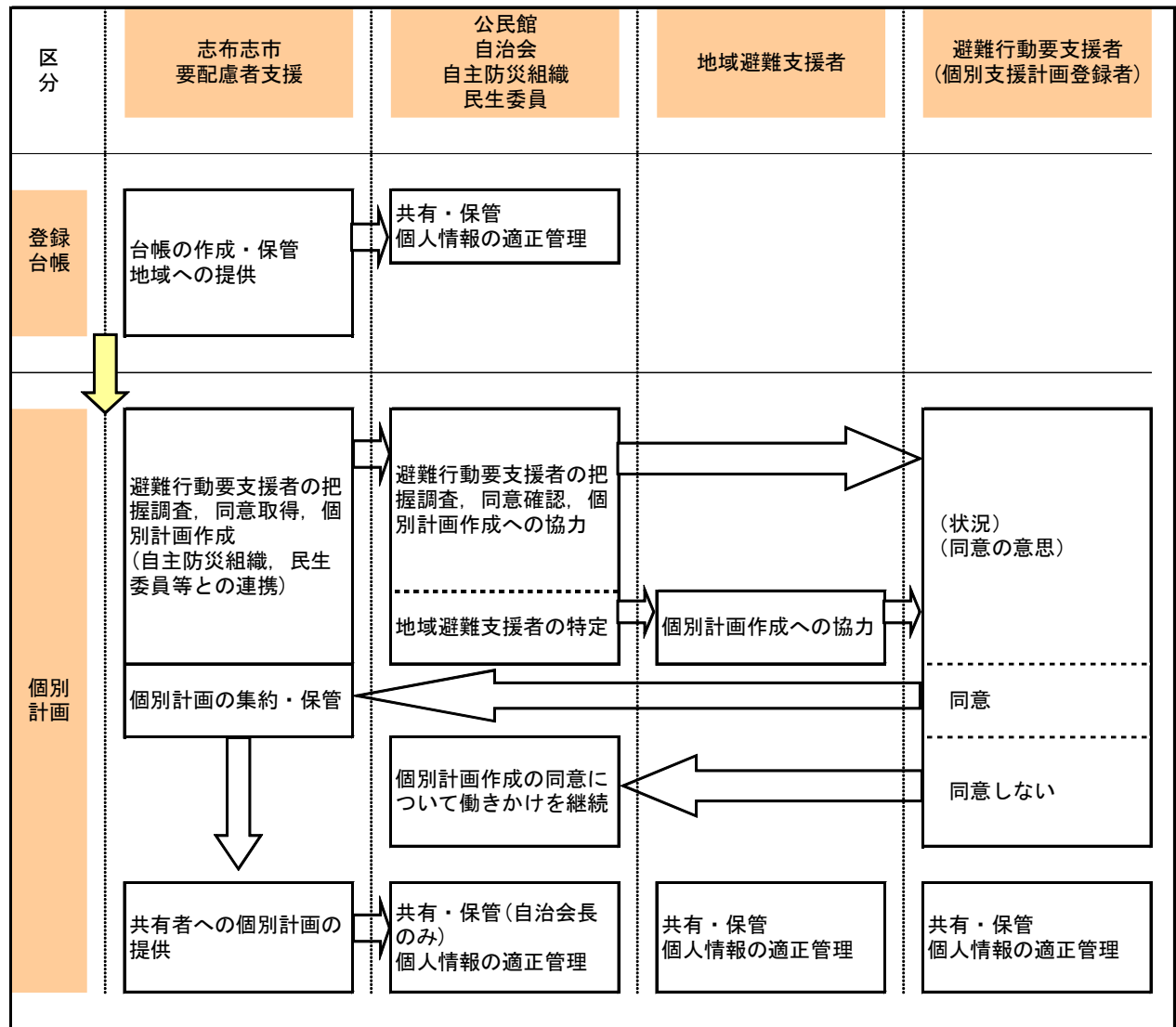
1 避難支援者の確保

避難行動要支援者それぞれに避難支援者が確保されるよう、市は、地域の実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち、コーディネーターとなる者（民生委員等）と協力しながら、避難支援者の確保に努める。

2 避難行動要支援者及び地域避難支援者による個別支援計画の確認

個別支援計画に記載された情報については、避難行動要支援者及び地域避難支援者による確認を行い、避難体制の確立を図るものとする。

個別支援計画の作成フロー



登録台帳・個別計画の共有

区分	共有	市		公民館長 自治会長 民生委員等 自主防災組織	地域避難支援者	社会福祉協議会 消防組合、消防団	社会福祉施設等
		防災	福祉				
登録台帳	共有	○	○	○	○	○	必要に応じて
個別計画	共有	○	○	○ (該当分)	○ (該当分)	必要に応じて	本人同意の範囲内

第5章 避難準備情報の発令・伝達体制の整備

避難準備情報等の発令・伝達体制の整備

避難準備情報の制度化

避難準備情報等の具体的な判断基準の作成

情報伝達体制の整備

多様な情報伝達手段の確保

第1 避難準備情報の制度化

市は、要配慮者が避難行動を開始するための情報及び地域避難支援者が避難行動要支援者への避難支援を開始するための情報として、避難準備情報を検討し制度化する。

第2 避難準備情報等の具体的な判断基準の作成

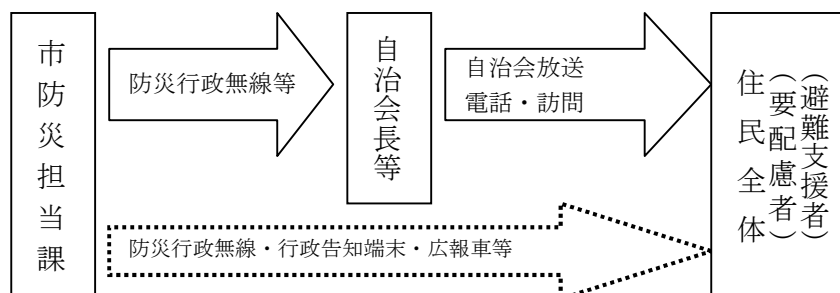
市は、避難準備情報等の具体的な判断基準を作成する。具体的な判断基準では、対象地域毎に基準となる数値情報（アメダス、水位情報等の実況データ及び予測データの双方を参考にする。）、気象警報・土砂災害警戒情報・河川洪水予報等の各種予警報（以下「数値情報」と併せて「防災情報」という。）を明確にする。

第3 情報伝達体制の整備

1 地域における情報伝達体制

市は、防災行政無線・行政告知端末や広報車等を活用して防災情報を提供する。また、発令された避難準備情報等が要配慮者や地域避難支援者を含めた避難準備情報等対象地域の住民全員に確実に届くよう、市及び住民は電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。

《避難準備情報等の伝達経路》

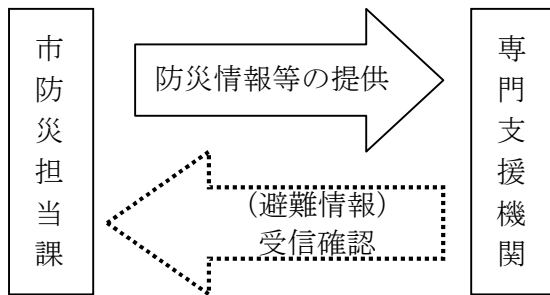


2 地域支援機関への情報伝達体制等

地域支援機関への防災情報や避難準備情報等の提供は、1の地域ぐるみの情報伝達体制を活用することを基本とする。市と地域支援機関は、地域避難支援者に対する情報伝達体制を整備する。

3 専門支援機関への情報伝達体制

市は、防災情報の専門支援機関への積極的な提供を行う。また、避難準備情報等の避難に関する情報の伝達については、専門支援機関の伝達体制を整備する。

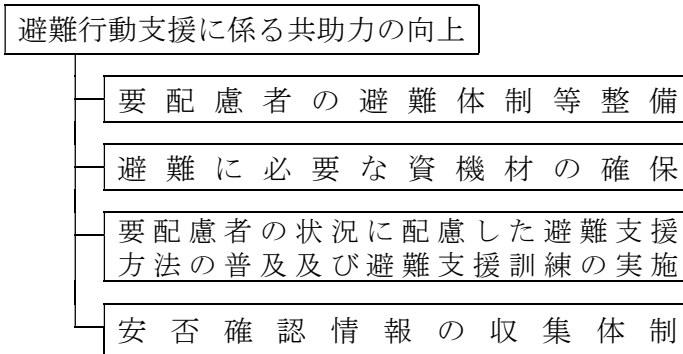


第4 多様な情報伝達手段の確保

避難勧告等の情報伝達については、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、市は、多様な情報伝達手段の確保に努める。

- 1 放送事業者等への情報提供（日本放送協会、民間テレビ局）
- 2 防災行政無線・行政告知端末の活用
- 3 緊急通報システムの活用
- 4 ファクシミリ、電子メール等の活用
- 5 消防団による広報
- 6 ケーブルテレビ、コミュニティーFMへの情報提供
- 7 携帯端末等による緊急速報メール（エリアメール）
- 8 安全安心メール等の活用

第6章 避難行動支援に係る共助力の向上



第1 要配慮者の避難体制等整備

- 1 地域における避難体制整備

自主防災組織、自治会等は、地域ぐるみの避難体制の整備に努める。
- 2 専門支援機関の避難支援体制整備

専門支援機関においては、市等から提供される防災情報に基づき、事前に、避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際、避難行動要支援機関の迅速・確実な避難支援を行う。
- 3 市における避難支援体制整備
 - (1) 避難者支援対策協議会（仮称）の設置

市においては、避難行動要支援者の支援業務を含めた避難者支援を的確に実施するため、関係部局等が参加する避難者支援対策協議会（仮称）を設置し、発災時から避難生活まで組織的な対策ができるよう、全体計画及び地域防災計画に盛り込む事項の検討や、それに沿った役割分担を検討し、平常時から決定しておく。

(2) 要配慮者避難支援班の設置

市では、防災情報等に基づいて、支援班を設置し、要配慮者に対する避難支援体制を早めの段階で整える。

避難準備情報が発令される等、避難が必要な段階において、要配慮者が避難支援を受けられない場合や地域避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、支援班の中に、支援窓口（電話 474-1111）を設置し、避難行動要支援者や避難支援者からの避難支援要請等を受け付ける。

第2 避難に必要な資機材の確保

1 地域における資機材の整備

公民館・自治会、自主防災組織等は、地域ぐるみの避難体制の整備を進める中で、避難時に必要な防災資機材の整備に努める。

2 市の支援

市は、助成事業の拡充に努め、地域における資機材の整備を支援する。

第3 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修や訓練の実施

1 研修等

(1) 要配慮者への研修等

市は、要配慮者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、研修等を実施する。

(2) 避難支援等関係者への研修等

市は、地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえらる人材を育成するための研修等を実施する。

2 訓練

市は、要配慮者の避難支援に関係する機関と協力、連携して避難支援訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、避難行動要支援者名簿を活用するなどして、避難支援等関係者の参加の機会の拡充を図るとともに、要配慮者にも参加を求め、情報伝達や避難支援等が実際に機能するか点検しておく。

第4 安否確認情報の収集体制

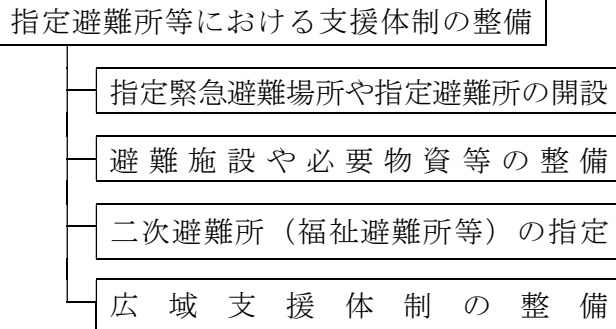
1 避難行動要支援者安否情報の収集窓口の設置

市は、要配慮者避難支援班の中に、安否情報収集窓口（電話 474-1111）を設置して、避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の安否（避難）情報を収集する。

2 地域避難支援者からの報告

地域避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合、安否情報収集窓口に報告する。

第7章 指定避難所等における支援体制の整備



第1 指定緊急避難場所や指定避難所の開設

市は、防災情報に基づいて早期に指定緊急避難場所や指定避難所の開設を行う。開設にあたっては、防災計画や第5章第4に示した情報伝達体制により、住民への周知を図る。

第2 避難施設や必要物資等の整備

市は、災害の種類に応じた指定緊急避難場所や指定避難所の指定を行うとともに、指定された避難所における必要物資の確保や施設整備に努める。

第3 二次避難所（福祉避難所等）の指定

市は、要配慮者に対して保健・福祉サービス等を提供するため、社会福祉施設等を予め福祉避難所として指定する。指定にあたっては、事前に協定を結び円滑な開設・受入・運営がなされるようにする。

第4 広域支援体制の確立

市は、市内の避難所が被災し、受入体制が整わないことに備えて、他の市町との相互応援協定の締結に努める。

第8章 地域防災計画や全体計画の整理

市は、避難行動要支援者名簿の作成に資するよう、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての考え方を整理する。

名簿作成についての重要事項は防災計画に定め、細目的な部分は、従来の全体計画を防災計画の下位計画と位置づけ、同計画の中で定めることとする。

- 全体計画において定める事項
 - ◇地域防災計画において定める必須事項
 - ・避難支援等関係者となる者

- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために、市が求める措置及び市が講ずる措置
- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・避難支援等関係者の安全確保

◇名簿作成に関する関係部署の役割分担

◇避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）

◇支援体制の確保（避難行動要支援者 1 人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）

◇具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者

◇あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制

◇発災時又は発災のおそれがある場合に、避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結

◇避難行動要支援者の避難場所

◇避難場所までの避難路の整備

◇避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制

◇避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法

用語の説明

要配慮者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支障を要する人々。

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

要配慮者避難支援プラン

市の要配慮者支援に関する対象者、関係機関の役割分担、要配慮者台帳の提供先、保管などの全体的な考え方と要配慮者一人ひとりに対する地域避難支援者、避難先、避難方法等を記載した個別支援計画（名簿・台帳）で構成する。

平成17年3月に内閣府、消防庁等関係省庁において策定された「要配慮者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）において、作成の必要性が示されている。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

要配慮者避難支援プランを優先的・重点的に作成すべき対象者であり、本計画では、要配慮者台帳に記載した要配慮者の中から、市と地域（自治会、自主防災組織、民生委員等）が協力して調査・把握することとしている。

地域避難支援者

避難行動要支援者が避難するときに手助けする人。

あらかじめ地域内で役割分担をし、個別支援計画に載せておく。

要配慮者台帳

本プランにおいて、要配慮者避難支援プラン作成の基本となる要配慮者の情報共有を目的に、市福祉担当課が、自ら把握している高齢者、障害のある人等の要配慮者に関する各種情報をもとに、自力避難が困難と考えられる一定程度の人について作成するリストをいう。

個別支援計画

避難行動要支援者登録台帳に記載されている人で、要配慮者制度により登録した避難行動要支援者の個人情報に加え、地域避難支援者の割当、避難場所、携行医薬品、情報伝達、及び留意事項など、避難行動とその支援に必要な事項を記載した計画。